Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成26年6月11日 国 土 交 通 省 佐伯河川国道事務所

~道路を守るため~ 「特殊車両指導取締り」を実施しました!

国土交通省佐伯河川国道事務所は、5月の22日に国道10号、 29日に国道57号において、警察署と合同で「特殊車両指導 取締り」を実施しました。

道路を車両が通行するにあたっては、道路構造物の保全、交通の危険防止の ため、車両の大きさや重さの最高限度(一般的制限値※)が車両制限令により定められています。

このため、最高限度を超える車両が道路を通行する場合は、道路法に基づく道路管理者の特殊車両通行許可を取得し、許可条件のもと通行しなければなりません。

佐伯河川国道事務所では、特殊車両が通行許可を取得し、許可条件に基づき通行しているかを取り締まる「特殊車両指導取締り」を年間15回計画しており、今回は2箇所で指導取締りを行いました。

※道路法の車両制限令で定められた大きさや重さ





▲特殊車両指導取締り状況

特殊車両指導取締り結果

●実施日:平成26年 5月22日・29日

●実施場所:国道10号 佐伯市弥生、国道57号 竹田市戸上

●検査台数:8台(うち、違反車両1台)

●実施機関:佐伯河川国道事務所、佐伯警察署、竹田警察署

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所

TEL: 0972-22-1880

技術副所長 浅井 博海(あさい ひろみ) 道路管理課長 桜井 敏郎(さくらい としお)

参考資料

